

北区農村歌舞伎ルネッサンス事業助成要綱

令和3年4月1日 北区長決定

(目的)

第1条 この要綱は、北区に点在する地域の貴重な文化遺産である農村歌舞伎舞台を活用した農村歌舞伎の上演を通じて、伝統芸能の保存振興を図り、北区らしい地域文化活動の活性化を推進するとともに、都市部と農村、新旧住民及び世代間の交流促進に寄与することを目的とする。

2 助成金の交付に関しては、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年3月神戸市規則第38号。以下「補助金規則」という。）に定めがあるもののほか、この要綱の定めるところによる。

3 助成金の交付の手続きについては、神戸市地域活動に関する補助金等の交付の手続に関する要綱（平成28年3月24日市長決定）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(助成の対象)

第2条 助成金の対象となる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 農村歌舞伎舞台のある自治会及び農村歌舞伎舞台を保存管理している保存会等（以下「自治会等」という。）が、その農村歌舞伎舞台を使用して、農村歌舞伎を上演する場合に、その必要経費の一部を助成する。但し、その必要経費は、出演者等の謝礼など上演にかかる経費（以下「上演関連経費」という。）及び農村歌舞伎舞台の修理・清掃・診断調査、会場警備等に要する経費（以下「舞台関連経費」という。）とし、その経費の対象は別表1に示すとおりとする。

(2) 農村歌舞伎を自ら上演している愛好団体（以下「愛好団体」という。）が、農村歌舞伎舞台等を使用して、農村歌舞伎を上演する場合に、愛好団体及び自治会等それぞれに対して、その必要経費の一部を助成する。但し、その必要経費は、愛好団体は上演関連経費のみ、自治会等は舞台関連経費のみとし、その経費の対象は別表2に示すとおりとする。

(3) 愛好団体が、農村歌舞伎の演じ手・裏方等の発掘・育成を目的として農村歌舞伎体験教室を開催する場合に、その必要経費（以下「体験教室開催経費」という。）の一部を助成する。但し、その経費の対象は別表3に示すとおりとする。

(助成金の額)

第3条 助成金の額は、予算の範囲内で次に掲げる額を限度とする。但し、経費が助成予定額に満たない場合は、その額とする。

(1) 上演関連経費 20万円

(2) 舞台関連経費 10万円

(3) 体験教室開催経費 20万円

2 助成は一団体につき一回限り（同一年度）とする。

3 宗教的活動、政治的活動や営利を目的としたもの、一般市民が入場・見学等ができないものについては助成対象としない。

(助成の申請)

第4条 第2条第1項第1号に基づき、自治会等が上演関連経費並びに舞台関連経費の助成を受けようとする場合は、助成申請書(様式第1-1号)を事業の着手前に、北区長(以下「区長」という。)に提出しなければならない。

2 第2条第1項第2号に基づき、愛好団体が上演関連経費の助成を受けようとする場合は、助成申請書(様式第1-2号)を、また自治会等が舞台関連経費の助成を受けようとする場合は、助成申請書(様式第1-3号)をそれぞれ事業の着手前に、区長に提出しなければならない。

3 第2条第1項第3号に基づき、愛好団体が体験教室開催経費の助成を受けようとする場合は、助成申請書(様式第1-4号)を事業の着手前に、区長に提出しなければならない。

(助成の決定)

第5条 区長は、補助金規則第6条により助成金の交付決定を行ったときは、助成金交付決定通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

2 区長は、補助金規則第6条第3項により助成金の交付が不相当である旨の通知を行うときは、助成金不交付決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(事業の実施及び変更等について)

第6条 助成金交付決定を受けた申請者は、助成申請した計画のとおり事業を実施するものとする。

2 申請者は、補助金規則第7条第1項第1号に掲げる承認を受けようとするときは変更申請書(様式第4号)を、同第2号に掲げる承認を受けようとするときは中止申請書(様式第5号)を、区長に提出しなければならない。但し、軽微な変更については、この限りではない。

3 区長は、前項の申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、承認することが適当であると認めるときは、その旨を変更承認通知書(様式第6号)または中止承認通知書(様式第7号)を申請者に通知するものとする。

(事業の報告)

第7条 申請者は、補助金規則第15条に基づき事業の実績を報告しようとするときは、次に掲げる書類を当該事業実施後、速やかに提出しなければならない。

(1) 実施報告書(様式第8号)

(2) 写真・領収書等事業の実施状況がわかる書類

(3) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類

(助成金の確定)

第8条 区長は、補助金規則第16条により助成金の交付額の確定を行ったときは、助成金額確定通知書(様式第9号)により、速やかに申請者に通知するものとする。

2 事業実施当日において、荒天及び事故等、申請者の責に帰せざる理由により、事業を中止または変更せざるを得ない場合は、事業着手済とみなして助成対象事業とし、既に

支出した必要経費を審査して助成金額を確定し、その旨を助成金額確定通知書により申請者に通知するものとする。

(助成金の請求)

第9条 申請者は、助成金の交付額の確定後、助成金の交付を受けようとするときには、助成金請求書(様式第10号)を区長に提出しなければならない。

2 前項の請求があったときは、区長は速やかに助成金を申請者に支払うものとする。

(交付決定の取消し)

第10条 区長は、補助金規則第19条により助成金の交付決定の全部又は一部を取消したときは、速やかに、その旨を助成金交付決定取消通知書(様式第11号)により申請者に通知するものとする。

2 区長は、前項の規定により助成金の交付を取消した場合において、既に補助金等を交付しているときは、期限を定めて助成金を返還させるものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関して必要な事項は、区長が別に定める。

附則

この要綱は、平成11年10月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成22年10月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成24年10月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表1（要綱第2条第1項第1号関係）

区分	対象	備考
上演関連経費	<ul style="list-style-type: none"> ①出演者への謝礼 ②出演者の交通費 ③音響機器等の借受経費 ④照明設備の設置に伴う経費 ⑤配電工事費 ⑥花道・引き幕等舞台設営経費 ⑦大道具・小道具・衣裳等の制作費 ⑧衣裳等の借受経費 ⑨仮設トイレ・テント等の借受経費 ⑩上演に伴う電気料金負担相当額 ⑪パンフレット・チラシ等の印刷, 発送に関する費用 ⑫その他上演に伴い必要とされる経費 	<p>上演関連経費は, 全体で20万円を限度とする(要綱第3条第1項参照)。</p>
舞台関連経費	<ul style="list-style-type: none"> ①舞台の床や壁などの修理に伴う経費(人件費を含む) ②舞台及び周辺の清掃に伴う経費(人件費を含む) ③事業当日の雑踏整理, 駐車場案内等の会場警備に伴う経費(人件費を含む) ④舞台の老朽化による, 診断調査等に伴う経費(人件費を含む) ⑤その他, 舞台の保存・使用等に必要経費 	<p>舞台関連経費は, 全体で10万円を限度とする(要綱第3条第1項参照)。</p>

別表2（要綱第2条第1項第2号関係）

区分	対象	備考
上演関連経費	<ul style="list-style-type: none"> ① 出演者の交通費等実費弁償相当額 ② 音響機器等の借受経費 ③ 照明設備の設置に伴う経費 ④ 配電工事費 ⑤ 花道・引き幕等舞台設営経費 ⑥ 大道具・小道具・衣裳等の制作費 ⑦ 衣裳等の借受経費 ⑧ 仮設トイレ・テント等の借受経費 ⑨ 上演に伴う電気料金負担相当額 ⑩ パンフレット・チラシ等の印刷，発送に関する費用 ⑪ その他上演に伴い必要とされる経費 	上演関連経費は，全体で20万円を限度とする（要綱第3条第1項参照）。
舞台関連経費	<ul style="list-style-type: none"> ① 舞台の床や壁などの修理に伴う経費（人件費を含む） ② 舞台及び周辺の清掃に伴う経費（人件費を含む） ③ 事業当日の雑踏整理，駐車場案内等の会場警備に伴う経費（人件費を含む） ④ 舞台の老朽化による，診断調査等に伴う経費（人件費を含む） ⑤ その他，舞台の保存・使用等に必要な経費 	舞台関連経費は，全体で10万円を限度とする（要綱第3条第1項参照）。

別表3（要綱第2条第1項第3号関係）

区分	対象	備考
体験教室開催経費	<ul style="list-style-type: none"> ① 講師への謝礼 ② 教室の運営に伴う経費（人件費を含む） ③ 教材等の制作・購入費 ④ 会場借り上げ料 ⑤ パンフレット・チラシ等の印刷，発送に関する費用 ⑥ その他，運営に伴い必要な経費 	体験教室開催経費は，全体で20万円を限度とする（要綱第3条第1項参照）。